**青少年課**

**健全育成グループ**

**１　大阪府青少年健全育成条例の運用**

近年、青少年がSNS上で知り合った人となりをよく知らない大人と直接会って性被害に発展するケースが増加していることから、大阪府青少年健全育成審議会において、コミュニティサイト等に起因した青少年の性的搾取等への対応について集中的に審議していただき、その提言を踏まえ、淫らな性行為及びわいせつな行為の禁止規定の適用対象を拡大する青少年健全育成条例の一部改正を行った。

また、フィルタリングの更なる普及啓発及び青少年のネット・リテラシー向上を図るため、文部科学省の委託事業を活用し、「大阪の子どもを守るネット対策事業」を実施した。

具体的には、教育委員会や警察、事業者等の関係機関による実行委員会を運営し、「ＯＳＡＫＡスマホサミット」や「スマホ安全出張講座」を開催　　　した。

（参考：条例改正の経過）

|  |  |
| --- | --- |
| 昭和59年12月 | 大阪府青少年健全育成条例の制定 |
| 平成３年12月 | 条例改正 | * 有害図書類指定制度の導入
 |
| 平成15年３月 | 条例改正 | * インターネット上の有害情報への対応
* 有害図書類指定制度の強化（包括指定の導入）
 |
| 平成17年10月 | 条例改正 | * 夜間営業を行う施設への立入制限
* 夜間に外出させない保護者の努力義務
* 夜間連れ出し等の禁止
* 有害図書類指定制度の強化（団体指定の導入）　等
 |
| 平成20年12月 | 条例改正 | * 出会い喫茶等営業の規制
* 包括指定基準の見直し
* 有害がん具刃物類の規制の見直し　等
 |
| 平成22年11月 | 条例改正 | * 出会い喫茶等営業の規制の削除
 |
| 平成23年３月 | 条例改正 | * 有害図書類指定基準の条例化
* 有害図書類区分陳列違反に対する勧告制度の見直し
* インターネット上の有害情報への対策強化
* 出会い系サイト等の広告規制
* 子どもの性的虐待の記録の製造・販売・所持しない努力義務
 |
| 平成26年10月 | 条例改正 | * 児童ポルノ法名称変更に伴う引用箇所についての改定
 |
| 平成28年６月 | 条例改正 | * 風適法改正に伴う条項ずれの規定の整備等
 |
| 平成29年11月 | 条例改正 | * 刑法改正に伴う条項ずれの規定の整備等
 |
| 平成30年３月　 | 条例改正 | * 有害役務営業（いわゆる「ＪＫビジネス｣）の規制
* 青少年インターネット環境整備法改正に伴う規定の整備等
 |
| 平成31年３月 | 条例改正 | * 児童ポルノ等の提供を求める行為等の禁止
 |
| 令和2年３月 | 条例改正 | * 淫らな性行為及びわいせつ行為の禁止規定の適用対象の拡大
 |

（１）大阪府青少年健全育成審議会の運営

　　○総会

開催回数　　１回

　　　内　　容　・青少年を取り巻く有害環境（SNS等に起因した青少年の性的搾取）への対応ついて特別部会からの報告

・大阪府子ども総合計画について

○特別部会

開催回数　５回

内　　容　コミュニティサイト等に起因した青少年の性的搾取等への対応について、５月から11月までに５回にわたり審議し、報告書を取りまとめていただいた。

（２）立入調査の実施（第50条）

○夜間立入制限施設に対する合同立入調査・補導活動を実施した。

・令和元年７月　大阪市淀川区・東淀川区域において実施

・実施体制：青少年課、府警本部、府教委の総勢11名で実施

・調査店舗数：16店舗

＜指導状況＞　立入禁止掲示義務違反　　１件

　　　　　　　図書類区分陳列違反　　　２件

　　○有害図書類の区分陳列等条例遵守状況調査

・青少年健全育成推進員による実地調査（令和元年度）

・調査件数： 151件（書店115件、コンビニ36件）

＜指導状況＞　掲示義務違反　　　　１８件

　　　　　　　　　　　区分陳列・包装違反　３６件

　　○携帯電話販売店舗に対する立入調査

・令和元年10月・11月　府職員、府青少年健全育成推進員による実地調査

・調査店舗数：103店舗

＜指導状況＞　違反店舗なし

（３）フィルタリング啓発リーフレットの配布

保護者説明用として、フィルタリング啓発リーフレットを約11万部　配布した。

（４）青少年健全育成条例改正に伴う周知リーフレットの配布

ＳＮＳ等の被害から青少年を守るため、SNSに潜む性的被害等の危険性やトラブルに遭った際の相談機関窓口を周知するリーフレットを作成し、府内全中学1年生に約10万部配布した。

（５）大阪府青少年健全育成優良店表彰制度

青少年にとって良好な社会環境づくりを進めるため、他の模範となる優れた活動を行っている営業所を表彰した。（表彰店舗数：１店舗）

（６）自動販売機による図書類販売等の届出（第19条第１項）

ア　届出に基づく設置台数　428台（60業者）

令和２年３月31日現在

　　イ　届出書受付状況（令和元年度）

　　　・販売届出　　　　　　 　０件

　　　・廃止届出　　　　　　　 ０件

（７）大阪の子どもを守るネット対策事業（文科省委託事業）の実施

青少年が適切にインターネットを利用できるようフィルタリングの更なる普及啓発に努めるとともに、青少年のネット・リテラシー向上に向けた取組みを実施した。

　　○文部科学省委託事業：委託料561,590円

・ＯＳＡＫＡスマホサミットの開催

令和元年12月１日（日）、大阪市立こども文化センター、

参加者約300人

青少年の利用実態を把握するスマホアンケートも併せて実施

21,605人

・スマホ・ＳＮＳのトラブルから子どもを守る指導者研修の実施

令和元年６月～令和２年１月の間で計91回、約8,800人受講

・事業報告書＆適切なネット利用のための事例・教材集の作成・配付

 　本事業の報告を兼ねた事例・教材集を3,000部作成し、府内小中高校等に配付

**２　こども会の育成**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 区　分 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 |
| 予算額 | 214千円 | 213千円 | 213千円 |
| 決算額 | 109千円 | 141千円 | 144千円 |

府内こども会活動の一層の振興を図るため、日頃から積極的な活動を続けているこども会を表彰する「大阪府優良こども会表彰」を、（一財）大阪府こども会育成連合会が実施する表彰式と合同で開催した。

　○と　き　　令和2年1月19日（日）

　　○ところ　　ホテルプリムローズ大阪（大阪市中央区大手前３丁目１－43）

　　○内　容

【大阪府実施分】

１．大阪府知事表彰（大阪府優良こども会表彰）10団体

【（一財）大阪府こども会育成連合会実施分】

１．（一財）大阪府こども会育成連合会表彰　　 12団体、個人14人

２．（公社）全国子ども会連合会表彰伝達　　　 ３団体

**３　青年海外派遣の実施**

内閣府が実施する海外派遣事業に係る推薦者の選考及び内閣府への推薦を行った。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 事　業　名 | 派　遣　先 | 応募者数 | 推薦者数 | 派遣者数 |
| 国際青年育成交流 | フィリピンベトナム | 人６ | 人４ | 人１ |
| 日韓青年親善交流 | 韓国 | ４ | ４ | ３ |
| 日中青年親善交流 | 中国 | ２ | ２ | １ |
| 東南アジア青年の船 | マレーシアミャンマーシンガポールベトナム | ４ | ４ | ２ |
| 世界青年の船 | メキシコほか | １３ | １１ | ５ |
| 地域コアリーダープログラム | オランダフィンランド | ２ | ２ | ２ |

**４　青少年育成大阪府民会議の運営**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 区　分 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 |
| 予算額 | 1,006千円 | 981千円 | 992千円 |
| 決算額 | 904千円 | 656千円 | 746千円 |

「大人が変われば、子どもも変わる。」運動、「ユースくんＯＳＡＫＡ2019」、「こども110番」運動、「中学生の主張」大阪大会など、積極的に青少年の育成運動を促進している青少年育成大阪府民会議（会長：大阪府知事）の事務局としてその運営・支援を行った。

（実施事業）

〔「大人が変われば、子どもも変わる。」運動の推進〕

青少年による凶悪事件の発生やいじめ・不登校の増加などの、青少年問題の背景の一つといわれる規範意識に欠ける大人社会の風潮を見直し、大人自身の姿勢や大人社会のあり方を省みるきっかけとなるよう「大人が変われば、子どもも変わる。」運動を推進するため、市町村、青少年育成大阪府民会議参加団体のイベントにて啓発用のぼりの掲出を行うとともに、同会議参加団体の機関誌にロゴマークなどを掲載するなど、同運動の普及・啓発を行った。

〔ユースくんＯＳＡＫＡ2019の開催〕

府民に対して、子どもたちの健全育成のために様々な分野において活動している青少年指導者及び青少年団体等への理解と認識を深め、青少年活動のより一層の推進を図ることを目的として、「ユースくん　　　　ＯＳＡＫＡ2019」を開催した。

・と　き　　令和元年11月6日（水）

・ところ　　プリムローズ大阪　鳳凰（東）

・内　容　　表彰式、青少年賞・青少年育成功労者等表彰

　〔「中学生の主張」大阪大会の開催〕

大阪府内の中学生が、日常生活の中で感じたことや考えたこと未来への希望などを自分の言葉で広く社会に向けて語ることにより、自立性や社会性の涵養を図り、次代を担う青少年の育成に資することを目的として「中学生の主張」大阪大会を実施した。

・と　き　　令和元年8月31日（土）

・ところ　　大阪市立住吉区民センター　小ホール

・応募数　　1,289編

**５　青少年海洋センターの運営**

青少年に自然と親しむ健康で文化的なレクリエーション活動の場を提供し、もって青少年の健全な育成を図る目的で設置した大阪府立青少年海洋センターの管理、運営を行った。

　（施設概要）

・所在地　　　　　泉南郡岬町淡輪6190

・開　設　　　　　昭和50年７月20日

・主な施設機能　　本館（宿泊棟、研修棟、体育館等）／ヨットハウス（会議室、展示室等）／ファミリー棟（宿泊室、会議室、テニスコート等）／グラウンド／キャンプファイヤー場／野外炊さん場　等

・根拠法令等　　　大阪府立青少年海洋センター条例

・管理運営（本館・ヨットハウス・ファミリー棟）

指定管理者　ＮＰＯ法人ＮＡＣ、ナンブフードサービス㈱、

（株）ＢＳＣ・インターナショナル

指定期間　平成28年４月１日～令和３年３月31日

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 区　分 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 |
| 利用状況（本館） | 68,338人 | 66,634人 | 63,786人 |
| 利用状況（ファミリー棟宿泊） | 7,074人 | 6,614人 | 5,784人 |
| 委託料・指定管理者 | 96,236千円 | 96,181千円 | 96,039千円 |
| ＥＳＣＯサービス料（歳入） | 1,848千円 | 1,848千円 | 1,866千円 |

**６　青少年海洋センターＥＳＣＯ事業**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 区　分 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 |
| 予算額 | 3,094千円 | 3,094千円 | 3,151千円 |
| 決算額 | 3,094千円 | 3,094千円 | 3,151千円 |

「大阪府ＥＳＣＯアクションプラン」におけるＥＳＣＯ事業対象施設として、民間の資金とノウハウを生かして省エネルギー化改修を行い、省エネルギー化によって削減された光熱水費の一部からＥＳＣＯサービス料を支出した。

○契約期間　　　　平成18年12月25日～令和４年3月31日

○契約総金額　　　45,972千円

○年度別契約金額 　3,151千円

**７　ひきこもり等困難を抱える青少年に対する支援**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 区　分 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 |
| 予算額 | 5,947千円 | 2,316千円 | 2,498千円 |
| 決算額 | 5,529千円 | 1,531千円 | 2,320千円 |

ひきこもりやニート等の子ども・若者並びにひきこもり等の状態になるおそれのある子ども・若者を支援するため、市町村や民間団体、地域等と連携してセーフティネットの構築を推進した。

（１）ひきこもり支援に携わる人材の養成研修事業の実施

市町村においてひきこもりの支援が適切に行えるよう市町村や民間支援団体の相談員等を対象として、それぞれの支援経験に応じた研修を実施した。

○委託先　 特定非営利活動法人　クラウドナイン

○委託料　 400千円

（２）青少年スキルアップサポートモデル事業

中退・不登校・ニート・ひきこもり等の課題を抱え、民間支援団体等で支援を受けている青少年に対してアルバイト支援等の将来に備えた支援を実施することにより、自己肯定感・資質向上を図り、青少年の社会的自立を促進した。

○補助先

・一般社団法人大阪青少年支援機構ポラリス

　・特定非営利活動法人暮らしづくりネットワーク北芝

○補助金　　1,613千円

（３）「大阪府子ども・若者支援地域協議会」の運営

教育、福祉、保健医療、就労等関係部局で構成する「大阪府子ども・若者支援地域協議会」を設置・運営し、情報交換、意見交換を通じて、子ども・若者の支援に係る施策の効果的かつ円滑な実施を推進した。

また、大阪府の関係各課と民間支援団体で構成する「大阪府子ども・若者の社会的・職業的自立支援専門部会」を設置・運営し、子ども・若者の支援方法の検討や構成機関における取組みを情報共有することで、子ども・若者の社会的・職業的自立支援を促進した。

**非行防止対策グループ**

**１　少年サポートセンターの運営**

大阪府、大阪府教育庁、大阪府警察本部の三者で共同運営している府内10か所の少年サポートセンターに設置している「育成支援室」に、専門職員（ケースワーカー）を配置し、警察・子ども家庭センター・学校等と連携しながら、様々な体験活動を通じて、非行少年の立直りを支援した。令和元年度の立直り支援活動は、次のとおりである。

　　○延べ少年数　　　１,６９６人

　　○事業実施回数　　１,６２８回

**２　非行防止・犯罪被害防止教室の実施**

非行の中心である中学生になる前段階の小学校５年生を対象に、非行の重大さに対する理解を深め、犯罪に巻き込まれないための行動を啓発するため、大阪府教育庁、大阪府警察本部と連携し、非行防止・犯罪被害防止教室を実施した。

　　○実施校数　　９９０校（実施率：99.0％）

令和２年３月31日現在

**３　少年非行・被害防止、暴走族追放対策事業**

（１）暴走族問題大阪府民会議の運営支援

青少年の非行防止と暴走族の追放について、広く府民の理解と協力を得るため、昭和55年に青少年育成大阪府民会議の専門会議として設立された暴走族問題大阪府民会議の運営支援を行った。

（２）少年非行・被害防止、暴走族追放対策の推進

暴走族問題大阪府民会議が行う事業と連携し、次の事業を行った。

○少年非行・被害防止強調月間、暴走族追放強調月間

・期　間　令和元年７月１日（月）から７月31日（水）まで

・内　容　月間スローガンを「友の声　止める勇気と　聞く心」と定め、府民の少年非行・被害防止、暴走族追放気運の高揚や、青少年に対する指導・補導の充実・強化などを重点に、関係機関等と連携して府民運動を推進した。

○少年非行・被害防止、暴走族追放セレモニー・街頭啓発キャンペーン

　　　・と　き　　令和元年７月17日（水）

・ところ　　大阪府警察コミュニティープラザ

・内　容　　少年非行・被害防止、暴走族追放の広報啓発を行った。

**４　少年非行集団等の補導**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 区　分 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 |
| 予算額 | 2,898千円 | 2,898千円 | 2,898千円 |
| 決算額 | 2,758千円 | 2,751千円 | 2,616千円 |

中学生を中心とする非行少年・グループを早期に補導し、その健全な育成を図るため、府警本部と共同で昭和38年12月から民間有志適格者を少年補導協助員として委嘱し、対象の少年・グループに対する個別・集団指導を実施した。令和元年度は、58地区定員数205人の協助員で少年の指導を行った。

**５　少年非行防止活動ネットワークに対する支援**

大阪府の総合治安対策の一環として、地域に根ざした少年非行防止対策を進めるため、少年非行防止活動ネットワークの定着化や活性化に向け、警察本部等の関係機関と連携のうえ、地域で行われる巡回街頭指導等への同行支援や助言、研修会への講師派遣などの活動支援を行った。

（設置市区町村）

令和２年３月31日現在　全66市区町村

（平成21年以前から少年補導センターを設置している豊中市、箕面市、東大阪市を含む。）

（活動支援事業）

・ボランティア等に対する研修　　18回

・巡回街頭指導への同行　　　　　11回